

予算決算常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計予算	4
議案第 2 号 令和 7 年度矢板市介護保険特別会計予算	7
議案第 3 号 令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計予算	8
議案第 4 号 令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算	9
議案第 5 号 令和 7 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算	10
議案第 6 号 令和 7 年度矢板市水道事業会計予算	11
議案第 7 号 令和 7 年度矢板市下水道事業会計予算	13
議案第 8 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 10 号）	14
【散 会】	14

1 日 時

令和7年3月6日（木）午前11時14分～午後2時42分

2 場 所

議場

3 出席委員（13名）

委員長	小林	勇	治										
副委員長	櫻	井	恵	二									
委 員	渡	邊	英	子	齋	藤	典	子	神	谷		靖	
	石	塚	政	行	掛	下	法	示	宮	本	莊	山	
	高	瀬	由	子	関		由	紀	夫	伊	藤	幹	夫
	佐	貫		薫	石	井	侑	男					

4 欠席委員

榊 真衣子

5 説明員（34名）

- (1) 総合政策課（1人）
 - ①総合政策課長 和田理男
- (2) 秘書広報課（1人）
 - ①秘書広報課長 宮本典子
- (3) 総務課（3人）
 - ①総務課長 高橋弘一
 - ②行政担当 吉田佐江子
 - ③財政担当 矢板 洋
- (4) 税務課（2人）
 - ①税務課長 高久聡子
 - ②市民税担当 田代和子
- (5) 社会福祉課（1人）
 - ①社会福祉課長 沼野晋一
- (6) 高齢対策課（3人）
 - ①高齢対策課長 加藤清美
 - ②地域支援担当 手塚宏子

- ③介護支援担当 田城宣宏
- (7) 子ども課（2人）
 - ①子ども課長 斎藤敦子
 - ②泉保育所長 阿久津功
- (8) 健康増進課（3人）
 - ①健康増進課長 高橋理子
 - ②健康増進担当 星 有美
 - ③国保医療担当 高瀬真由美
- (9) 生活環境課（1人）
 - ①生活環境課長 山口 武
- (10) 市民課（1人）
 - ①市民課長 山下征子
- (11) 農林課（2人）
 - ①農林課長 村上治良
 - ②農政担当 荒浪弘和
- (12) 商工観光課（1人）

- ①商工観光課長 小林 徹
(13) 建設課（1人）
①建設課長 柳田 豊
(14) 都市整備課（1人）
①都市整備課長 沼野英美
(15) 地籍調査課（1人）
①地籍調査課長 黒田 禎
(16) 出納室（1人）
①出納室長 丸谷久美子
(17) 教育総務課（1人）
①教育総務課長 佐藤裕司
(18) 生涯学習課（1人）

- ①生涯学習課長 佐藤賢一
(19) 選・監事務局（1人）
①選・監事務局長 相馬香織
(20) 水道課（3人）
①水道課長 柳田恭子
②業務担当 前野秀明
③工務担当 高塩康幸
(21) 下水道課（3人）
①下水道課長 江連康一
②業務管理担当 阿久津順子
③施設担当 藤田範行

6 欠席説明員

関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 星 哲也 粕谷嘉彦 佐藤晶昭

8 付議事件

議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計予算

議案第 2 号 令和 7 年度矢板市介護保険特別会計予算

議案第 3 号 令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号 令和 7 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

議案第 6 号 令和 7 年度矢板市水道事業会計予算

議案第 7 号 令和 7 年度矢板市下水道事業会計予算

議案第 8 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算(第 10 号)

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（小林勇治） ただいまの出席委員は 13 名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、予算決算常任委員会を開会する。 (11 時 14 分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第 1 号から議案第 7 号までの、令和 7 年度矢板市一般会計、各特別会計及び各企業会計の当初予算 7 件、議案第 8 号、令和 6 年度矢板市一般会計の補正予算 1 件の、計 8 件である。

○委員長 執行部からの説明に当たっては、予算書の順番に沿ってそれぞれの担当課から説明をお願いします。

説明に入る前に挙手をお願いします。私から指名するので、指名されたら着座のまま説明願いたい。

議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計予算

○委員長 議案第 1 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「令和 7 年度矢板市予算書」の 1 ～ 7 ページにより説明）

○税務課長（高久聡子）

（「令和 7 年度予算に関する説明書」の 6 ～ 7 ページにより説明）

○総務課長

（「令和 7 年度予算に関する説明書」の 6 ～ 27 ページにより説明）

○委員長 説明に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 予算に関する説明書 22 ページの不動産売却収入で旧きずな館の売却等との説明があったが、売却は決まりそうなのか。

○総務課長 旧きずな館の売却については、昨年 8 月の全員協議会において社会福祉

課長から建物を解体せずに建物と土地を併せて売却するという説明をした。

そこで、本年度、不動産鑑定と建物の登記を行った。金額の把握等準備が整ったので、来年度は売却を進めていきたいと考えている。

○石井委員 ただ今の質問に関連して、旧きずな館の売払収入は建物と建物の周辺の土地を含めて全体の売り払うということでよいのか。

○総務課長 旧きずな館の土地と建物を一体で売却する方向で進めている。

○石井委員 歳入について全体的な話であるが、本年度の予算と比較し次年度の予算が約 10 億円増加している中で、残念ながら国庫支出金が 5 %減少している。矢板市の財政が厳しいことは執行部も十分に頭に入っていると思うので、予算額が増加すればそれに見合う補助金を獲得することが基本かと思うが、それに関する考えをお聞かせ願いたい。

○総務課長 歳出については、一般財源ではなく可能な限り、国庫補助金を獲得するよう予算編成方針を示し、その方針の下編成した。そのように進めているので、今後も財政健全化も踏まえ国庫補助金を有効に活用していきたいと考えているので御理解願いたい。

○齋藤委員 旧きずな館の売却の件で売却先は決まっているのか。

○総務課長 まだである。

○齋藤委員 購入を希望する者が複数いる場合はどうなるのか。

○総務課長 売却の方法については、次年度に予定価格を示し公売を実施する予定である。複数の希望者がいれば入札してもらい、一番高い金額を入れた者と契約交渉を進めていく流れである。

○齋藤委員 そうするとこの金額が最低金額ということか。

○総務課長 当初予算で計上した金額は、旧きずな館のみではなく、その他何か所

かの合計額である。この金額については予算上の見込みの金額であり、正式には4月以降、入札予定価格を決定し公売にかけていきたいと考えている。

○掛下委員 予算に関する説明書 26 ページの教育債の文化会館解体事業で1億6,200万円との記載がある。文化会館の解体事業費は3億円以上と認識しているが、起債額を超える部分は一般財源で対応するのか。

○生涯学習課長（佐藤賢一） 文化会館の解体については2か年の継続事業で計画している。令和7年度は全体事業の40%を見込んでおり、その分を全額起債で対応ということで計上している。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ、説明に対する質疑は、これで終了する。

お諮りする。令和7年度矢板市一般会計予算の歳出の審査方法は、総務常任委員会、教育福祉産業常任委員会を単位とする分科会に審査を付託したいと思う。

歳出について、総務常任委員会の所管に属する事項については予算決算常任委員会総務分科会に、教育福祉産業常任委員会の所管に属する事項については予算決算常任委員会教育福祉産業分科会に審査を付託したいと思うが、異議はないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認め、各分科会に付託することに決定した。

分科会については、予算決算常任委員会終了後、審査に入るようお願いする。

○宮本委員 ただ今、令和7年度矢板市一般会計予算の歳出の教育福祉産業常任委員会に属する事項については、私たちの分科会に審査が付託されたわけだが、10款2項3目の学校建設費の審査について、詳しい資料を執行部に請求願えないか。

予算決算常任委員会の後期の全体会でも使用すると思うので、お取り計らいく

ださるようお願いする。

○委員長 このことについて、何か意見はあるか。

(なし)

○委員長 それでは、資料を執行部に請求することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしということで、資料請求について、私から議長に申し入れることとする。

○委員長 暫時休憩する。 (11 時 51 分)

○委員長 会議を再開する。 (13 時 00 分)

議案第 2 号 令和 7 年度矢板市介護保険特別会計予算

○委員長 議案第 2 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長 (加藤清美)

(「令和 7 年度矢板市予算書」の 9～11 ページ、「令和 7 年度予算に関する説明書」の 141～169 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 2 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○神谷委員 認知症総合支援事業について、新たな事業という説明があったが、具体的にはどのような事業か。

○高齢対策課長 新たな事業ではないが、事務補助員の関係で予算額が増額になった理由を説明する。これまでも、一般介護予防事業において予算計上していた会計年度任用職員は、一部認知症総合支援事業の業務も行っていたが、一般介護予防事業業務より認知症総合支援事業業務が増加しており、認知症総合支援事業業務のほうを中心となるので、予算の組み替えをしたことにより予算が増額となっている。

○神谷委員 予防から認知症になった方への対応ということで理解した。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ、説明に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

議案第3号 令和7年度矢板市国民健康保険特別会計予算

○委員長 議案第3号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長（高橋理子）

（「令和7年度矢板市予算書」の13～15ページ、「令和7年度予算に関する説明書」の171～197ページにより説明）

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 3 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決された。

議案第 4 号 令和 7 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長 議案第 4 号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「令和 7 年度矢板市予算書」の 17～18 ページ、「令和 7 年度予算に関する説明書」
の 199～209 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 4 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 4 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (13 時 27 分)

○委員長 会議を再開する。 (13 時 28 分)

議案第 5 号 令和 7 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

○委員長 議案第 5 号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長（江連康一）

（「令和 6 年度矢板市予算書」の 19～20 ページ、「令和 6 年度予算に関する説明書」の 208～213 ページ、「令和 6 年度事務事業の概要」の 41 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 5 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 予算に関する説明書の 217 ページの水処理センター管理費の委託料 545 万 3,000 円とあるが、内訳は維持管理業務委託と汚泥処理業務委託に分かれる。汚泥処理業務委託のほうが予算額にしめるウエイトがかなり高いので、それぞれ分けて記載すべきと思うがいかがか。

○下水道課長 この委託料の内容か。

○掛下委員 汚泥処理業者に支払う委託料が、すごく高いので、予算としては分けて管理すべき内容かと思っているが。

○下水道課長 汚泥処理も維持管理も同じ委託料なので予算書ではこのような記載となる。

○掛下委員 その辺の中身は、私もすごく詳しいのだが維持管理業務委託は人件費でほとんど変動しないが、汚泥処理業務委託は使用量が増えれば増え減らせば減るという変動費である。したがって、人件費としての維持管理業務委託の支払いと汚泥処理業務としての事業者への支払いは分けるのが正しいやり方だと言いたかった訳である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ、説明に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

議案第6号 令和7年度矢板市水道事業会計予算

○委員長 議案第6号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長 (柳田恭子)

(「令和7年度矢板市予算書」の21～23ページ、「令和7年度予算に関する説明書」の219～263ページ、「令和7年度事務事業の概要」の44～45ページにより説明)

○委員長 これより議案第6号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○石井委員 マスコミ等で話題になっている水道管の老朽化について、矢板市の現状を伺う。現在、耐用年数を経過している老朽管はどのくらいあるのか。

○水道課長 令和5年度末の老朽管率ということでお答えさせていただく。こちらは決算書の決算附属書類に掲載しているが、全体の29.64%が耐用年数を経過した管の率となる。

○石井委員 そうすると、30%近くの管が耐用年数を経過しているという中で、毎年、どのくらい更新しているのか。割合でも距離でもいいのでお教え願いたい。

○水道課長 こちらについても決算附属書類に基づきお答えする。令和5年度は0.09%、令和4年度は0.23%、令和3年度は0.89%、令和2年度は1.28%で年度によって異なっている。

○石井委員 そうすると、老朽管が30%近くあって更新割合が0.09%ということでは、気の遠くなるような数字である。インフラの老朽化は、まちの活性化に関し非常に大きな問題であると思う。以前、矢板市水道の将来像等を示した事業計画を作成したと報告を受けた。財源の問題もあり、水道管の更新を早めることは難しいことだが、喫緊で大きな課題であると思うので計画的に実施しないと収益も下がってくる。人口減少や節水家電の普及で収入も減ってしまい大変であると思うので、取組をお願いします。

あと1点お聞きするが、有収率はどれくらいか。

○水道課長 令和5年度の有収率は75.5%である。老朽管も増えていることから、今後も低くある傾向にある。

○石井委員 水道事業は言うまでもなく企業会計であるので利益を確保しなければならない。そのためには有収率を向上させ、無駄なく給配水を行うのが基本であるので、大変かと思うが是非努力されたい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ、説明に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。

議案第6号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決された。

議案第 7 号 令和 7 年度矢板市下水道事業会計予算

○委員長 議案第 7 号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

（「令和 7 年度矢板市予算書」の 25～27 ページ、「令和 7 年度予算に関する説明書」の 265～373 ページ、「令和 7 年度事務事業の概要」の 46～47 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 7 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 今問題となっている下水道管の老朽管率はどのようになっているか。

○下水道課長 令和 8 年度には、50 年の耐用年数を経過する下水道管が発生するが、現在は、老朽管といわれる下水道管はないということになる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ、説明に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

○委員長 これより採決する。

議案第 7 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。

（14 時 00 分）

○委員長 会議を再開する。

(14 時 11 分)

議案第 8 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 10 号）

○委員長 議案第 8 号についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

（「令和 6 年度矢板市補正予算書」の 1 ～ 7 ページ、「令和 6 年度予算に関する説明書」の 1 ～ 21 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 8 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 8 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決された。

【散 会】

○委員長 お諮りする。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに異議ないか

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、本日はこれにて散会する、

次回は、3 月 14 日、午前 10 時から議場にて開催するので参集願いたい。

(14 時 42 分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員会委員長